【令和５年度版】雲南市
放課後児童クラブ（学童クラブ）
入会申込の手引き

１．放課後児童クラブとは

主として保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を受入対象とします。
保護者の就労支援等を目的としつつ、児童に対しては授業終了後や夏休みなどの長期休業期間中に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るために設置する施設です。
放課後児童クラブに入会するためには、入会要件を満たす必要があります。

２．入会要件

保護者のいずれもが次の要件のいずれかに該当し、かつ放課後等において児童を養育することが困難な場合に放課後児童クラブをご利用いただけます。

① **就労**（育休から職場復帰予定の方は復帰の日が属する月から）
② **妊娠・出産**　／入会期間は出産（予定日）を基準として産前8週（多胎児の場合は14週）の属する月から産後8週を経過する日の属する月の末日まで
③ **保護者の疾病・負傷・障がい**
④ **親族の介護・看護**
⑤ **災害復旧に当たっている**
⑥ **求職活動**　／入会希望期間の開始日から3ヶ月（90日）を経過する日の月末まで（新規に開始する際は月の初日から）
⑦ **就学・職業訓練受講中**　／就学・職業訓練が終了する日の属する月末まで
⑧ **児童虐待・DV**
⑨ **その他、市が特に認める場合**

※「育児休業」は入会の要件となりません。

令和5年度より、「求職活動」を利用要件に加えました。

３．利用の方法

次の２つの利用方法があります。

通　年　利　用	年間を通じて放課後児童クラブを利用していただくことが出来ます。
長期休業限定利用	小学校が長期休業となる間のみ限定して利用することが出来ます。「夏休みのみ利用する」「春休み期間中の4月期のみ利用する」などの利用も可能です。

４．利用時間・利用料金等

平　　日　：１４：００～１８：００
土　曜　日　：　８：００～１８：００
長期休業期間：　８：００～１８：００

※上記時間は標準の利用時間です。施設によって利用時間が異なります。
　また、時間延長を設けている施設もあります。詳細についてはクラブ一覧をご覧ください。
※利用料金等についても、クラブ一覧にてご確認ください。

【注意】
月額制の放課後児童クラブでは、通年利用の入退会月に限り日割り精算を行います。
入退会月以外又は長期休業限定利用については日割り精算を行いません。利用の有無にかかわらず、定額の月額料金をいただきます。

５．入会申込（通年利用／長期休業期間限定利用共通）

入所要件を確認の上、必要な書類を整え、下記期日までにお申し込みください。

【募集期間】

入所希望月		受付締切日	結果通知予定（目安）
令和5年	4月	【1次募集】 R4.12.1（木）～R5.1.10 （火）	2月中旬 （1次決定分）
		【随時募集】 R5.1.11（水）～R5.3.17（金）	3月下旬 (随時決定分)
令和5年	5月以降	【随時募集】 利用希望日の2週間前にはご提出ください。	随時

【注意】
・ 1次募集期間を過ぎた申し込みは、随時募集扱いとします。
・ 入会の決定は、先着順ではなく入会選考基準により利用優先度の高い方から行いますが、利用をご希望の方は早めに申請書類を提出してください。
・ 産後休暇・育児休業が終了し、あらかじめ年度の途中で職場に復帰することが分かっている場合、入所希望月に限らず、1次募集期間に申し込むことができます。（予約申込）
・ 長期休業期間のみ希望する場合も、必ず1次募集期間にお申し込みください。
長期休業期間直前での申請は例年受け入れが困難な状態にあります。
・ **随時募集は、1次募集の選考後に残った入会枠で選考します。**

【申請できる施設】
・ 基本的には児童が通う小学校が所在する学校区内の放課後児童クラブをご利用ください。
ただし、特段の理由がある場合は他校区所在の放課後児童クラブの利用が可能な場合※1があります。
・ 学校区内に放課後児童クラブが無い次の小学校へ通う児童は平日は移送事業にて、土曜・長期休業期間は保護者送迎により、近隣の学校区の児童クラブをご利用できます。

学校名	クラブ名	学校名	クラブ名
佐世小学校	ちゃれんじクラブ	鍋山小学校	三刀屋放課後児童クラブ
	学童クラブキリカ		かけや児童クラブ※2
西日登小学校	寺領児童クラブ	吉田小学校	かけや児童クラブ
		田井小学校	寺領児童クラブ

※1 通年利用については、隣接校区に所在する放課後児童クラブで送迎事業を行っている場合に限り可能です（放課後、学校から放課後児童クラブへの移動手段が通常無いため）
※2 鍋山小学校の通年利用希望の方は、三刀屋放課後児童クラブのご利用をお願いします。

６．入会申込に必要な書類

【全員必要な書類】

〇 **入会許可申請書（様式第１号）**

児童1人につき1枚必要です。押印省略可

〇 **入会申込補助調査票**

児童1人につき1枚必要です。

【入会要件により必要な書類】

入会要件	提出書類 ＊印は雲南市所定様式	備　考
① 就　労	**「＊就労（内定）証明書」** **「＊自営業・農業等就労申立書」** ・自営業・農業の場合は、別途そのことを証明する書類（確定申告、営業許可書、出荷伝票の写し等） ※就労証明書の押印は省略できません	・申込時に就労「内定」の場合は、就労開始後、就労証明書をご提出ください。 ・同居（予定含む）の65歳未満の祖父母が就労している場合もご提出ください。（昭和33年4月2日以降に生まれた方） ・年度途中に産後休暇/育児休業から職場復帰する方は、職場復帰後再度就労証明書をご提出ください。
② 妊娠・出産	**「＊保育を必要とする事由申立書」** **「母子手帳の写し」**	・母子手帳の写しは、表紙及び出産予定日が分かるページの写しをご提出ください。
③ 保護者の疾病・負傷・障がい	**「＊保育を必要とする事由申立書」** **「＊医師の意見書」または「各種手帳の写し」**	・意見書は医師の証明が必要です。
④ 親族の介護・看護	**「＊保育を必要とする事由申立書」** **被介護者の「＊医師の意見書」および「各種障害者手帳・介護保険証等の写し」**	・意見書は医師の証明が必要です。 ・各種障がい者手帳等は、意見書とは別に必要です。
⑤ 災害復旧に当たっている	**「＊保育を必要とする事由申立書」** **「り災証明書（自治体発行）」**	
⑥ 求職活動 ※就労を開始すれば継続入会可	**「＊保育を必要とする事由申立書」** **「ハローワーク受付票」等、求職活動を証する書類の写し**	・就労開始後、就労証明書をご提出ください。 ※求職活動での入会の場合は、入所期間満了の日の20日前までに就労証明書をご提出ください。
⑦ 就学・職業訓練受講中	**「＊保育を必要とする事由申立書」** **「学生証の写し」または「在学証明書」もしくは「職業訓練を受講していることが分かる書類の写し」**	・申込時に未就学の場合は、合格通知書の写しを提出し、就学後に在学証明書をご提出ください。 ・職業訓練受講の場合は、受講期間及び受講時間が分かるものを合わせてご提出ください。

※「児童虐待・DV」および「その他、市が特に認める場合」の要件の方は、状況により個別の判断が必要となりますので、子ども政策課へご相談ください。

【ダウンロード】

下記申請様式については、雲南市のホームページ（https//www.city.unnan.shimane.jp)または、雲南市子育てポータルサイト（https://kosodate-unnan.jp/)からもダウンロードできます。

- ○ 雲南市放課後児童クラブ入会申込の手引き
- ○ 入会許可申請書（様式第１号）
- ○ 入会申込補助調査票
- ○ 保育を必要とする事由申立書
- ○ 就労（内定）証明書（被雇用者用）
- ○ 自営業・農業等就労申立書（自営業・農業用）

「入会要件により必要な書類」について、保育所等へも入会申込みを行われる場合、書類の重複提出は不要です。（保育所提出分にて兼ねさせていただきます）

７．申込先

〇 大東町内の下記の放課後児童クラブへの入会をご希望の方は次のとおりお申し込みください。

【1次募集・随時募集】

入会希望クラブ		申込先
ちゃれんじクラブ	0854-43-6848	新規・継続とも希望する放課後児童クラブへ直接
学童クラブキリカ	0854-43-3129	
うしお児童クラブ	0854-43-3400	

〇 上記以外の放課後児童クラブへ入会をご希望の方は、次のとおりお申し込みください。

【1次募集】

【令和5年度より新規入会希望の方】

各総合センター市民福祉課/子ども政策課（市役所本庁舎2階）

【令和4年度から継続入会希望の方】

各総合センター市民福祉課/子ども政策課（市役所本庁舎2階）/各放課後児童クラブ

【随時募集】

新規入所・継続入所共に各総合センター市民福祉課/子ども政策課（市役所本庁舎2階）

【市役所・総合センター連絡先】

部局名	電話	部局名	電話
子ども政策局　子ども政策課	0854-40-1044	三刀屋総合センター市民福祉課	0854-45-9501
大東総合センター市民福祉課	0854-43-8162	吉田総合センター市民福祉課	0854-74-0215
加茂総合センター市民福祉課	0854-49-8612	掛合総合センター市民福祉課	0854-62-0056
木次総合センター市民福祉課	0854-40-1083		

【各放課後児童クラブ連絡先】

「令和５年度雲南市放課後児童クラブ一覧」にてご確認ください。

８．入会選考基準

入会希望者数が放課後児童クラブの入会可能枠を上回った場合は、提出された書類や聞き取り内容に基づき、保護者（父母）の「児童の養育を必要とする事由（基準①）」や「世帯等の状況（基準②）」を判定し、養育の必要度の高い児童から優先的に入会を決定します。

このため、低学年の児童を優先して受入れたり、祖父母がおられる家庭については入会をお断りしたりする場合があります。

また、養育の必要度が高い場合でも、放課後児童クラブに入会枠がない場合には希望する時期に入会を決定できない場合がありますのでご了承ください。

【選考基準】

次頁の「令和5年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準」により判定します。

令和5年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表

基準①：児童の養育を必要とする事由

事由				基準点
居宅外就労 （居宅外自営業含む）	週5日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週40時間以上）	10
			1日6時間以上の就労を常態とする（週30時間以上）	9
			1日4時間以上の就労を常態とする（週20時間以上）	8
	週4日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週32時間以上）	9
			1日6時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	8
			1日4時間以上の就労を常態とする（週16時間以上）	7
	週3日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	8
			1日6時間以上の就労を常態とする（週18時間以上）	7
			1日4時間以上の就労を常態とする（週12時間以上）	6
	週3日未満の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	7
			1日6時間以上の就労を常態とする（週18時間以上）	6
			1日4時間以上の就労を常態とする（週12時間以上）	5
居宅内就労 （居宅内自営業含む）	週5日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週40時間以上）	9
			1日6時間以上の就労を常態とする（週30時間以上）	8
			1日4時間以上の就労を常態とする（週20時間以上）	7
	週4日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週32時間以上）	8
			1日6時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	7
			1日4時間以上の就労を常態とする（週16時間以上）	6
	週3日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	7
			1日6時間以上の就労を常態とする（週18時間以上）	6
			1日4時間以上の就労を常態とする（週12時間以上）	5
	週3日未満の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	6
			1日6時間以上の就労を常態とする（週18時間以上）	5
			1日4時間以上の就労を常態とする（週12時間以上）	4
妊娠・出産（産前産後）	母親が妊娠または出産後の場合で保育が必要な場合 [産前8週前の日の属する月の初日（多胎児の場合14週）～産後8週を経過した日の属する月末まで]			10
保護者の疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	入院	入院（1か月以上を要する）	10
		自宅内	常時病臥・保育不能	9
			保育困難[精神疾患・感染症、その他安静（概ね日中4時間以上就床）]	8
			保育やや困難	7
		障がい	身障手帳1･2級または療育手帳Aまたは精神障がい1級	10
			身障手帳3級または療育手帳Bまたは精神障がい2級	9
			身障手帳4級以下または精神障がい3級	8
親族の介護・看護	同居親族		全部介護・看護	10
			一部介護・看護	7
			全部・一部介護等以外	5
	別居親族		全部介護・看護	7
			一部介護・看護	5
			全部・一部介護等以外	3
災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合			10
求職活動	生計中心者			3
	その他			2
就学・職業訓練受講中	就職・事業開始に必要な学校に就学または職業訓練等を受講している			9
	上記以外の学校等に通学			7
児童虐待・DV				10
その他　保護者が不在[離婚（離婚調停中含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居など]				10

基準②：世帯の状況等

事由		加点
生活保護世帯（就労による自立支援につながると判断する場合のみ）		2
ひとり親世帯で	同居親族等協力者がいる	2
	同居親族等協力者がいない	3
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（就労している場合に限る）		1
虐待またはDVのおそれがある場合など、社会的保護が必要な場合		2
児童が障がいを有している場合		2
発達支援の観点（本人の状況または家庭の状況）から放課後児童クラブへの入会が必要であると認める場合		2
産休・育休満了による就労のため入会を希望している場合		1
兄弟姉妹がすでに放課後児童クラブに入会している場合（加点は随時募集分に限る）		1
同居の祖父母（65歳未満）が	就労していない等、家庭で保育することが可能な場合	-3
	自営業・農業等の協力者である場合または内職に従事している場合	-2
保護者が自営業・農業等の協力者である場合または内職に従事している場合		-2

基準③：児童の状況

事由		加点
入会する児童が	小学校1年生	6
	小学校2年生	5
	小学校3年生	4
	小学校4年生	3
	小学校5年生	2
	小学校6年生	1

基準④：保護者の勤務終了時間

就労形態	勤務終了時間帯	週5勤務	週4勤務	週3勤務
居宅外就労 （居宅外自営業含む）	18:00～	10	9	8
	17:00～17:59	7	6	5
	16:00～16:59	4	3	2
	15:00～15:59	1	0	-1
	14:00～14:59	-2	-3	-4
居宅内就労 （居宅内自営業含む）	18:00～	8	7	6
	17:00～17:59	5	4	3
	16:00～16:59	2	1	0
	15:00～15:59	-1	-2	-3
	14:00～14:59	-4	-5	-6

【基準点数の集計および入会選考方法】

基準①について、父母の内いずれか低い方を基準点として選択します。ひとり親については、得られた点数がそのまま基準点数になります。

基準①による選考を行って、なお入会枠を超過する場合は、基準②の基準点数を加算し、再選考を行います。

基準②による加算を行って、なお選考結果が得られていない場合は、基準②の手順による選考を基準③、基準④の順番に行い入会者を決定します。

９．放課後児童クラブからお願い

【傷害保険】

入会決定後は、児童の万一の事故、ケガ等に備え、傷害保険へご加入いただきます。この手続きがないと放課後児童クラブを利用できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

保険料等、詳細については放課後児童クラブからご説明します。

【入会要件に変更があった場合など】

入会決定後、入会要件に変更があった場合や、放課後児童クラブを利用する必要が無くなった場合などは、「入会許可内容変更届」または「退会届」の提出が必要になりますので、子ども政策課または各総合センター市民福祉課へご相談ください。

○退会手続き

入会要件がなくなった（離職して求職活動しない。産後休暇が終わるなど）

必要なくなった（留守番ができる様になった。勤務形態が変わって家で見れるようになったなど

○変更手続き

住所が変わった。苗字が変わった

仕事が変わった。離職したので求職要件で利用したい。求職要件で利用しているが、就労した。

【その他のお願い】

○ 放課後児童クラブは労働等により家庭で保育できないため利用する施設です。**保護者の勤務がお休みの時は、極力ご家庭にて過ごしていただきますよう**ご協力をお願いします。

○ 開所時間、時間内の利用を厳守し、また、**勤務終了後は早めのお迎えを**お願いします。

○ 小学校から放課後児童クラブへ下校する場合を除き、施設への児童の送迎は保護者の責任において行ってください。

○ 児童が健全な生活習慣を身につけられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、学習の習熟度を高めることを目的としていません。各家庭において適切な支援をお願いします。

○ 申し込みにあたっては、お子様やご家族と十分にご相談の上、必要性をご検討いただきますようお願いします。

令和5年度雲南市放課後児童クラブ一覧

町名	クラブ名称	実施場所	開所時間		延長利用	利用料金 通年利用	利用料金 長期休業限定利用
大東町	ちゃれんじクラブ	大東町田中58-1	平日	12:00 ～ 18:30	有	月額 ： 5,000円 （定額）	春休み 4月期 3,000円 / 冬休み 12月期 1,000円
		大東小学校校庭	土曜日	7:30 ～ 18:00	無	土曜日利用 ： 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円 / 1月期 2,000円
	0854-43-6848		振替休業日	7:30 ～ 18:30	有	延長料金(1回)： 500円 （18：30～19：00）※土曜延長なし	夏休み 7月期 4,000円 / ※すべて月額です。
			長期休業日	7:30 ～ 18:30	有	利用回数に応じ月額に加算	8月期 10,000円
	学童クラブキリカ	大東町下阿用684-7	平日	14:00 ～ 18:00	有	日額（1日）： 500円 土曜・振替休業等1日利用の場合	日額（1日）： 500円
		あおぞら保育園　学童棟	土曜日	8:00 ～ 18:00	無	日額（半日）： 250円 平日の放課後利用の場合	※長期は半日料金設定はありません。
	0854-43-3129		振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(1回)： 300円 （18：00～19：30）※土曜延長なし	延長料金（1回）： 300円 （18：00～19：30土曜除く）
			長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	★上記それぞれの単価にて利用実績により徴収します。	
	うしお児童クラブ	大東町南村275	平日	14:00 ～ 18:00	有	日額（1日）： 1,000円 土曜・振替休業等1日利用の場合	通年料金と同じ
		旧ＪＡ雲南海潮支所跡	土曜日	8:00 ～ 18:00	有	日額（半日）： 500円 平日の放課後利用の場合	
	0854-43-3400		振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	日額(4時間以内)： 400円 平日の放課後利用の場合	
			長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(1回)： 100円 （18：00～18：30）	
						★上記それぞれの単価にて利用実績により徴収します。	
	西児童クラブ	大東町仁和寺2435-11	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額 ： 5,000円 （定額）	春休み 4月期 3,000円 / 冬休み 12月期 1,000円
	直通：0854-43-2220	西小学校校庭内	土曜日	8:00 ～ 18:00	有	土曜日利用 ： 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円 / 1月期 2,000円
	事務局：0854-49-7255		振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(10分)： 100円 （18：00～19：00）	夏休み 7月期 4,000円 / ※すべて月額です。
	（福）たんぽぽ		長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算	8月期 10,000円
加茂町	加茂第１・第２児童クラブ	加茂町加茂中1001-4	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額 ： 5,000円 （定額）	春休み 4月期 3,000円 / 冬休み 12月期 1,000円
	直通：0854-47-7751		土曜日	8:00 ～ 18:00	有	土曜日利用 ： 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円 / 1月期 2,000円
	事務局：0854-49-7255		振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(10分)： 100円 （18：00～19：00）	夏休み 7月期 4,000円 / ※すべて月額です。
	（福）たんぽぽ		長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算	8月期 10,000円
木次町	きすき児童クラブ	木次町木次1012-1	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額 ： 5,000円 （定額）	春休み 4月期 3,000円 / 冬休み 12月期 1,000円
	直通：0854-42-1036	木次青少年ホーム内	土曜日	8:00 ～ 18:00	有	土曜日利用 ： 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円 / 1月期 2,000円
	事務局：0854-49-7255		振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(10分)： 100円 （18：00～19：00）	夏休み 7月期 4,000円 / ※すべて月額です。
	（福）たんぽぽ		長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算	8月期 10,000円
	斐伊児童クラブ	木次町里方928-1	平日	14:00 ～ 18:00	無	月額 ： 5,000円 （定額）	春休み 4月期 3,000円 / 冬休み 12月期 1,000円 / 3月期 2,000円 / 1月期 2,000円
	直通：0854-42-5050 事務局：0854-47-7720	斐伊体育館裏	土曜日	8:00 ～ 18:00	無	土曜日利用 ： 400円 利用日数に応じ月額に加算	夏休み 7月期 4,000円 / 8月期 10,000円 / ※すべて月額です。
			振替休業日	8:00 ～ 18:00	無	★長期休業期間中に限り早朝延長利用が可能です。 利用料金(月額)： 右表のとおり （7：30～8：00）	春休み 4月期 +300円 / 冬休み 12月期 +100円 / 3月期 +200円 / 1月期 +200円
			長期休業日	8:00 ～ 18:00	有		夏休み 7月期 +500円 / 8月期 +1000円 / ※すべて月額です。
	寺領児童クラブ	木次町寺領526-3	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額 ： 5,000円 （定額）	春休み 4月期 3,000円 / 冬休み 12月期 1,000円
	直通：0854-42-1188	日登交流センター内	土曜日	8:00 ～ 18:00	有	土曜日利用 ： 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円 / 1月期 2,000円
	事務局：0854-49-7255		振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(10分)： 100円 （18：00～19：00）	夏休み 7月期 4,000円 / ※すべて月額です。
	（福）たんぽぽ		長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算	8月期 10,000円
三刀屋町	三刀屋放課後児童クラブ	三刀屋町古城1-1	平日	14:00 ～ 18:00	無	月額 ： 5,000円 （定額）	春休み 4月期 3,000円 / 冬休み 12月期 1,000円
	直通：0854-45-5010	文化体育館アスパル隣	土曜日	8:00 ～ 18:00	無	土曜日利用 ： 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円 / 1月期 2,000円
	事務局：0854-45-2544		振替休業日	8:00 ～ 18:00	無	※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり	夏休み 7月期 4,000円 / ※すべて月額です。
	（一宮自主連合会）		長期休業日	8:00 ～ 18:00	無	300円／30分	8月期 10,000円
掛合町	かけや児童クラブ	掛合町掛合2151-1	平日	14:00 ～ 18:00	無	月額 ： 5,000円 （定額）	春休み 4月期 3,000円 / 冬休み 12月期 1,000円
	直通：090-5697-0372	掛合交流センター内	土曜日	8:00 ～ 18:00	無	土曜日利用 ： 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円 / 1月期 2,000円
	事務局：0854 - 62 - 0189		振替休業日	8:00 ～ 18:00	無	※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり	夏休み 7月期 4,000円 / ※すべて月額です。
	（掛合自治振興会）		長期休業日	8:00 ～ 18:00	無	300円／30分	8月期 10,000円

※学童クラブキリカ以外の放課後児童クラブでは、上記料金の他、おやつ代を徴収させていただいております。
※開所時間、利用料は現時点のもので、今後変更となる場合があります。
※月額利用料金について、通年利用で月途中の入退会に限り、日割り計算いたします。